

カバード・ワラントのミストレード および約定取消し取引に関する規程

本規程は、カバード・ワラントの取引に際し、マーケットメーカー（以下「MM」といいます。）および取扱証券会社のミストレードを予防するための措置およびミストレード又は約定取消し取引が発生した場合のお客様との対応方針並びに処理手続きを予め定め、紛争を防止し、公正な価格形成と市場の健全な発展を図ることを目的とするものです。

第1章 定義

第1条（定義）

「**マーケットメーカー**」とは、国内においてカバード・ワラントの値付けを行っている証券会社、又は国外においてカバード・ワラントの値付けを行っている会社との間で取引の取次ぎを行っている証券会社をいいます。

「**ミストレード**」とは、異常値でのカバード・ワラント取引をいいます。

「**異常値**」とは、正常価格から1ワラント当たりの金額で2円00銭、かつ正常価格の30.0%を上回って乖離した価格をいいます。

「**営業日**」とは、MM及び取扱証券会社の日本における営業日をいいます。

「**正常価格**」とは、カバード・ワラントを発行するMMが取引を意図していた当該カバード・ワラントの一定の計算式及び要因に基づき算出される理論価格（売値及び買値）をいいます。

「**修正正常価格**」とは、MMの要請により他MM3者が計算した正常価格の算術平均をいいます。

「**対象原資産**」とは、カバード・ワラントの対象原資産又は対象原資産がリンク債である場合はそのリンク債の対象原資産をいいます。

「**通知期限**」とは、ミストレードの場合本規程第4条1項に規定される期限を、約定取消し取引の取消しを行う場合は本規程第10条1項に規定される期限をいいます。

「**投資家への通知**」とは、取扱証券会社により、投資家が緊急連絡先として取扱証券会社に登録した電子メールアドレスへの発信、登録電話番号への連絡、あるいはインターネットのページへの表示をいい、これらのいずれかが最初に行われた時点に通知がなされたものとします。

「**約定取消し取引**」とは、取引所のルール等に従い約定取消しとなった銘柄（株価指数先物取引に対して約定取消しが行われた場合、又は取引所による個別銘柄の約定取消しによって株価指数の値に事後調整が行われカバード・ワラントの価格に重大な影響を与えた場合は当該株価指数を含む。また、取引所による個別銘柄の約定取消しによって一定の株式の組み合わせによる指数（以下、「バスケット」という）を対象原資産としたカバード・ワラントの価格に重大な影響を与えた場合は当該バスケットを含む）を対象原資産とするカバード・ワラント取引のうち、当該取引所において当該約定取消しの対象となる取引が最初に誤発注された時点から当該取引所が当該銘柄を売買停止にしたことを受けてカバード・ワラントの売買が停止される時点までに成立したカバード・ワラント取引のことをいいます。

第2章 ミストレードの防止措置

第2条（ミストレードの防止措置及び投資家に対するリスクの開示）

- (1) MMと取扱証券会社はミストレードを防止するため、投資家に対し、下記事項を実施するべく努力するものとします。
 - カバード・ワラントの前取引日終値からの変化幅又は変化率を提示すること
 - 各社独自の基準を設定し、カバード・ワラントの価格変化が一定の範囲を超えた場合に警告が提示されるか、又は注文の受付等に制御を加えること（オンラインで受注する場合）

- その他、投資家が異常な価格変化に気付きやすくなるような情報を提供すること
- (2) MMと取扱証券会社はミストレードによるトラブルを防止するため、投資家に対し、下記事項を実施しなければなりません。
- ミストレードが一方的に取消されるリスク、ミストレード発生時の処理手順および正常価格の再計算の要請手順をインターネット上のホームページ又は販売資料に記載し、書面、電子的方法又は取扱証券会社が適当と判断したその他の方法により、「カバード・ワラントのミストレードおよび約定取消し取引に関する規程」（顧客用標準様式）に準拠した規程について投資家の事前の同意を得ること
 - 正常価格の再計算のために指名する他のMMのリストを予めインターネット上のホームページに公表すること
 - カバード・ワラントの価格算出方法及びボラテリティについてWeb又は販売促進資料において説明すること

第3章 ミストレードに関する取扱方針

第3条（ミストレードの取消し）

MMは、通知期限内に取扱証券会社に対し本規程第4条の定めに従って通知を行った場合に限り、当該通知の対象となるミストレードについて本規程第5条に基づく選択にしたがって取消し又は正常価格での取引への変更を行うことができます。なお、異常値が気配値であるかのように表示されたり、ミストレードが成立したかのような表示が行われたりした場合においても取消しの対象となります。なお、第5条の場合を除きミストレードに関して取消しとは正常価格での取引への変更を含むものとします。

第4章 ミストレード発生時の処理

第4条（通知）

- (1) MMがミストレードを取消そうとする場合には、関連する全ての取扱証券会社に対して通知期限内に当該ミストレード及びその取消しについて速やかに通知しなければなりません。MMが一方的にミストレードを取消することができる通知期限は以下の通りです。
- ミストレードの発生が午後3時以前の場合：ミストレードの発生から1時間以内
 - ミストレードの発生が午後3時以降の場合：翌営業日午前9時まで
- (2) 前項の通知は、MMから取扱証券会社に対し電子メール及び電話で行われるものとし、電話又は電子メールのいずれかを最初に発信した時刻を以って通知がなされたものとします。
- (3) 複数の取扱証券会社に関わるミストレードが発生した場合は、MMが上記通知期限内に少なくとも1取扱証券会社への通知をすることをもって全取扱証券会社に対して通知期限内に通知が行われたものとみなされます。但し、この場合においてもMMは当該ミストレードに関係する他取扱証券会社に上記通知期限後30分以内に通知を行うよう最大限努力をするものとします。
- (4) MMから通知を受けた各取扱証券会社は、当該通知が行われた時点から1時間以内に投資家への通知をします。
- (5) MMから通知を受けた各取扱証券会社は速やかに当該ミストレードに関する業務処理を凍結します。当該ミストレードが投資家による売却であった場合は、当該投資家が当該ミストレードの売却代金を見込んで二次売買を行うことを防止する措置を採るよう最大限努力します。

第5条（取消しおよび価格訂正の選択）

- (1) MMは、前条の取扱証券会社への通知の際に、取扱証券会社に対しミストレード時におけるMMの正常価格を提示するものとします。取扱証券会社は、投資家への通知の際に同時に当該正常価格を提示し、投資家に対しミストレードの取消し又は価格訂正の選択の機会を与えなければなりません。但し、ミストレードが午後3時以降に発生した場合には価格訂正を選択する機会を与えないものとし、すべてのミストレードは即座に取消されます。
- (2) 投資家が価格訂正を選択した場合には、MMおよび取扱証券会社は、取引が、ミストレード時において正常価格で成立していたものとして業務処理を行います。投資家がミストレードの取消しを選択した場合は、ミストレードは当初より成立していなかったとして、業務処理を行います。
- (3) MMによって取扱証券会社に通知が行われた時点から2時間を経過しても、投資家からミストレードの取消し又は価格訂正の意思表示が取扱証券会社になく場合には、MMおよび取扱証券会社は、投資家が最終的にミストレードの取消しを選択したとみなして業務処理を行うものとします。

第6条（他MMによる正常価格の再計算）

- (1) 前条の規定に関わらず、MMによって取扱証券会社に通知が行われた日から5営業日以内に取扱証券会社又は投資家から正常価格の再計算の要請が取扱証券会社になされた場合には、取扱証券会社はその旨直ちにMMに通知し、MMは、正常価格の再計算の手続を採るものとします。
- (2) 前項の場合、MMは、正常価格の再計算を行う他MMとして既に公表してあるリストの中から速やかに3社を指名し正常価格の再計算を求めます。但し、やむを得ない事情により正常価格の再計算を行える他MMが3社に満たない場合、再計算は2社又は1社の他MMによって行われれば足るものとします。また、再計算を行える他MMが1社も存在しない場合は、MMの判断は正しかったものとして再計算手続は行われません。
- (3) MMは、他MMの計算結果の集計が終わり次第、修正正常価格をMMのインターネット上のホームページで公表します。ミストレードとされた取引値が修正正常価格から30.0%かつ2円00銭を超えて乖離している場合は、当該MMの判断は正しかったものとされます。また、ミストレードとされた取引値が、修正正常価格の-30.0%～+30.0%の範囲にあるか、修正正常価格±2円00銭の範囲であった場合には、当該MMのミストレードに関する判断は誤っていた（正常な取引であった）ものとみなされます。
- (4) 修正正常価格によって、一旦ミストレードとされた取引が正常な取引であったとされた場合には、MMは、投資家の請求により、行政機関による確認又は裁判所による調停手続を通じて経済的な損害の賠償をするものとします。なお、ここでいう投資家とは、再計算の要請をした投資家に限られず、既にミストレードとして取引を取消された投資家および価格訂正を選択した投資家も含まれます。

第7条（二次売買）

- (1) 投資家が、ミストレード取消しの通知を受ける前に、当該ミストレードから得たであろう売却代金を見込んで、同一取扱証券会社において他の金融商品を購入した場合には、取扱証券会社は当該投資家に対し、購入した金融商品の代金をミストレードからの売却代金以外の方法で決済期日の前営業日までに手当するように通知しなければなりません。

- (2) 投資家が、決済期日の前営業日までに上記取引の購入代金をミストレードから得たであろう売却代金以外の代金により負担することが出来なかった場合で、かつミストレードに起因して二次売買の損害を蒙ったことを立証可能な場合は、MMは、法令上の手続きに従い別途定める「ミストレードにかかる二次売買処理ガイドライン」に基づき当該投資家の損害額を負担します。

第5章 約定取消し取引に関する取扱方針

第8条（約定取消し取引の取消し）

MMは、通知期限内に取扱証券会社に対し本規程第10条の定めに従って約定取消し取引を取消す旨の通知を行った場合に限り、当該約定取消し取引を取消することができます。

第9条（投資家に対するリスクの開示）

MMと取扱証券会社は約定取消し取引によるトラブルを防止するため、投資家に対し、下記事項を実施しなければなりません。

- 約定取消し取引が一方的に取消されるリスクおよび約定取消し取引発生時の処理手順をインターネット上のホームページ又は販売資料に記載し、書面、電子的方法又は取扱証券会社が適当と判断したその他の方法により、「カバード・ワラントのミストレードおよび約定取消し取引に関する規程」（顧客用標準様式）に準拠した規程について投資家の事前の同意を得ること

第6章 約定取消し取引発生時の処理

第10条（通知）

- (1) MMが約定取消し取引を取消そうとする場合には、関連する全ての取扱証券会社に対して通知期限内に当該約定取消し取引の取消しについて速やかに通知しなければなりません。ここで通知期限とは、取引所による約定取消しの公表日の翌営業日午前9時までとします。
- (2) 前項の通知は、MMから取扱証券会社に対し電子メール及び電話で行われるものとし、電話又は電子メールのいずれかを最初に発信した時刻を以って通知がなされたものとしします。
- (3) 複数の取扱証券会社に関わる約定取消し取引が発生した場合は、MMが上記通知期限内に少なくとも1取扱証券会社への通知をすることをもって全取扱証券会社に対して通知期限内に通知が行われたものとみなされます。但し、この場合においてもMMは当該約定取消し取引に係る他取扱証券会社に上記通知期限後30分以内に通知を行うよう最大限努力をするものとしします。
- (4) MMから通知を受けた各取扱証券会社は、当該通知が行われた時点から1時間以内に投資家への通知をします。
- (5) MMから通知を受けた各取扱証券会社は速やかに当該約定取消し取引に関する業務処理を凍結します。当該約定取消し取引が投資家による売却であった場合は、当該投資家が当該約定取消し取引の売却代金を見込んで二次売買を行うことを防止する措置を採るよう最大限努力します。
- (6) 約定取消し取引は、上記（3）項に基づき通知が行われたときに取消されるものとしします。

第11条（二次売買）

- (1) 投資家が、約定取消し取引を取消す旨の通知を受ける前に、当該約定取消し取引から得たであろう売却代金を見込んで、同一取扱証券会社において他の金融商品を購入した場合には、取扱証券会社は当該投資家に対し、購入した金融商品の代金を約定取消し取引からの売却代金以外の方法で決済期日の前営業日までに手当するように通知しなければなりません。
- (2) 投資家が、決済期日の前営業日までに上記取引の購入代金を約定取消し取引から得たであろう売却代金以外の代金により負担することが出来なかった場合その他いかなる場合であっても、MMは、約定取消し取引が取消されたことに係る当該投資家の損害に対して一切責任を負担しないものとします。

第7章 雑則

第12条（遵守すべき事項）

MM及び取扱証券会社は、国内の諸法令に従い、法令上の報告要件に該当する場合には、監督官庁にミストレードおよび約定取消し取引に関して報告を行います。

第13条（規程の変更）

この規程は、法令の変更又はその他必要を生じたときに変更されることがあります。

以上